

令和4年度文化庁委託事業「芸術家等実務研修会」

＼これなら解る!!／

適正な契約関係 構築研修会

< 舞台技術スタッフ事業を行う法人事業者・フリーランス事業者向け >

講師

レイ法律事務所
代表弁護士 佐藤 大和

講師

日比谷パーク法律事務所
パートナー弁護士 井上 拓
弁理士

講師

全国舞台テレビ照明事業協同組合
常務理事 寺田 航

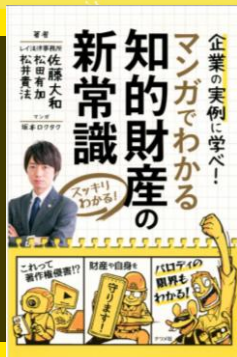
自己紹介

レイ法律事務所 代表弁護士 佐藤 大和

宮城県石巻市 出身 立命館大学法科大学院 法務研究科 修了
弁護士・社会保険労務士

厚生労働省委託事業	過重労働解消のためのセミナー 委員長
文科省委託事業	文部科学省ユネスコ未来共創プラットフォーム 第三者評価委員
群馬県	インターネット上の誹謗中傷被害者支援条例の検討に係る有識者会議 構成員
文化庁委託事業	令和4年度芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出 芸術家等実務研修会 テキスト等作成委員会 委員
文化庁	文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議 委員 など

芸能人等の芸能従事者の人権問題の先駆者として、エンターテインメント法務・芸能人法務、スポーツ法務、誹謗中傷・メディア対応、企業法務(過重労働解消対策、ハラスメント対策)などを得意分野とし、全国の企業・教育機関において、文化芸術分野、労働教育、過重労働・ハラスメント、SNSトラブル(誹謗中傷問題)等の講師・セミナーも多数開催。また、テレビ・ラジオ等にも積極的に出演し、新聞等の取材実績も多数。



主な著作・論文

『マンガでわかる知的財産の新常識』(ナツメ社)
『スポーツにおけるハラスメントの弁護士』(第一法規)
『芸能人の労働者性』(2020年労働政策研究会)
「芸能実演家らの過労自死の実態」(過労死防止学会第7回大会)など

自己紹介

日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士・弁理士 **井上 拓**

灘高校・東京大学工学部卒業、東京大学法科大学院・カリフォルニア大学バークレー校ロースクール修了。
2010年司法試験合格、2011年弁護士登録(第二東京弁護士会)、2020年弁理士登録。
文化庁委託事業「令和4年度芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出 芸術家等実務研修会
テキスト等作成委員会」委員、経済産業省・特許庁「オープンイノベーションを促進するための技術分野別 契約
ガイドラインに関する調査研究」委員会 事務局など。

大企業からスタートアップまで様々な企業(芸能事務所を含む)やアーティストに対する法律顧問として、契約
書レビューから紛争処理まで幅広い相談に対応。経済産業省・特許庁による「オープンイノベーションを促進す
るための技術分野別 契約ガイドライン」の事務局としてドラフトを担当するなど最新の契約実務に精通。また、
弁護士YouTuberとして、知的財産法(特許法、著作権法、商標法、意匠法、種苗法)、労働法、個人情報保護
法などを分かりやすく解説しており、オンラインセミナーへの登壇も多数。



主な著作・論文

『SNS別 最新 著作権入門:「これって違法!？」の心配が消える ITリテラシーを高める基礎知識』
誠文堂新光社 2022年

『スタートアップとの事業連携に関する指針』が示す独禁法上問題となり得る契約・行為等の整理」
ビジネス法務11月号(Vol.21/No.11 2021)中央経済社

「Twitterのオタ垢運営、自作イラストの盗作被害、弁護士が指南するオタ活を楽しむための著作権法」
2020年(Web記事)

本日のテーマ

前半



文化芸術分野の
舞台技術スタッフのための

適正な契約関係構築に向けた
ガイドライン

解説

文化庁

文化芸術分野の舞台技術スタッフのための

適正な契約関係構築に向けた
ガイドライン

解説と契約基礎

- 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」
「下請法」の内容
- なぜ必要なのか、現状のままの契約関係では不足の理由
- ガイドラインや関連法のどこがポイントか、遵守すべきか

後半



レイ法律事務所
弁護士
佐藤大和

日比谷パーク
法律事務所
弁護士
井上 拓

全照協 常務理事
(株)ステージラボ
代表取締役
寺田 航

－ 対 談 －

- 舞台技術スタッフ事業にローカライズした
契約書・発注書ひな型解説
- フリーランス新法や下請法、インボイス制度導入を
見据えた活用等について

本日のテーマ

前半

文化芸術分野の
舞台技術スタッフのための
適正な契約関係構築に向けた
ガイドライン
解説



文化庁
文化芸術分野の舞台技術スタッフのための
適正な契約関係構築に向けた
ガイドライン
解説と契約基礎

- 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」
「下請法」の内容
- なぜ必要なのか、現状のままの契約関係では不足の理由
- ガイドラインや関連法のどこがポイントか、遵守すべきか

後半



レイ法律事務所
弁護士
佐藤大和



日比谷パーク
法律事務所
弁護士
井上 拓



全照協 常務理事
(株)ステージラボ
代表取締役
寺田 航

－ 対 談 －

- 舞台技術スタッフ事業にローカライズした
契約書・発注書ひな型解説
- フリーランス新法や下請法、インボイス制度導入を
見据えた活用等について

文化庁

文化芸術分野の舞台技術スタッフのための適正な契約関係構築に向けたガイドライン



契約とはそもそも何？

なぜ契約書が必要？

契約書のどこを見ればいいのか？

どんなトラブルになってしまうか？

トラブルを防ぐためにどうすべきか？

業務委託契約書

●●（以下、「甲」という。）と、▲▲（以下、「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約を締結する。

第1条 -----

第2条 -----

第3条 -----

第4条 -----



契約とは

契約とは 目的が対立する複数の(多くの場合、2個の)
意思表示が合致したときに成立する法律行為である

佐久間毅「民法の基礎1総則」2021年、44頁参照



お互いの意思 によって成立する **法的な約束**

法的拘束力

が発生

契約を守らない場合



契約解除



損害賠償



コンビニで
商品を購入

売買契約



電車に乗る

運送契約

契約自由の原則



契約自由の原則



当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができる

締結 の自由

契約を結ぶかどうか

相手選択 の自由

誰と結ぶか

内容 の自由

どのような内容にするか

方式 の自由

書面か口頭か

口頭での約束だけでも (契約書を作らなくても)

契約が成立



契約自由の原則の例外

強行法規・強行規定違反

法律の規定に違反する契約は ✕

例

- ・ 下請法の規定違反
- ・ 独占禁止法の規定違反

公序良俗違反

個人の尊厳を害する契約は ✕
社会的な秩序を著しく害する
契約も ✕

なぜ契約書が必要なのか？



契約書がない場合

そもそも約束をしたのか

どんな約束の内容だったか

誰との約束だったか



法的手続を通じて
約束したことを実現することは
とても難しくなってしまう

内容が不合理だからという理由で
契約を一方的に無効にすることはできない

契約書は
必要だ！



文化庁

文化芸術分野の舞台技術スタッフのための適正な契約関係構築に向けたガイドライン



契約書の書面化が進まない問題

1

課題

The Problems to be solved

口頭による契約が多い



契約書作るの
めんどくさい

関係者間の信頼関係
従来の慣習

分野が多岐にわたる
契約内容が多様

契約書作成の負担が大きい

業務の把握が難しい

契約書に書か
れていない
業務が発生



業務内容が創作過程で変わる

契約時に予測できない

契約書作らない方が無難

興行収入が予測しづらい



収入はチケットの
売上次第だから

売上や収入を予測しにくい

事業予算の組立てがあいまい

報酬などを明確化しにくい

文化庁

文化芸術分野の舞台技術スタッフのための適正な契約関係構築に向けたガイドライン



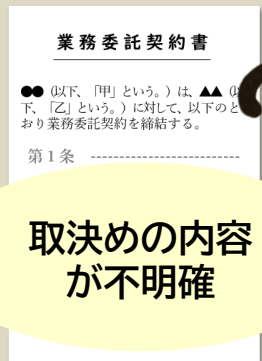
曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題

2

課題

The Problems to be solved

双方の権利と義務が不明確



トラブルに発展する可能性

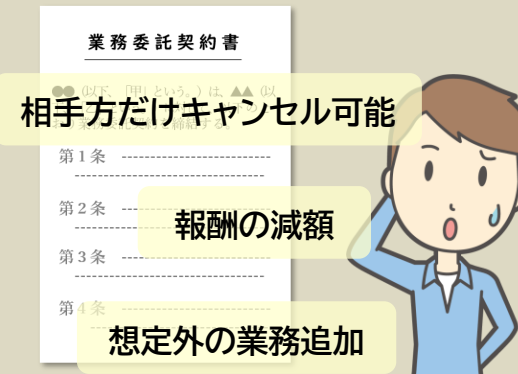
業界内の忖度

交渉や協議を求めると、



気を揉んで、あきらめがち

契約書の内容が一方的



トラブルに発展する可能性

契約とは

契約とは 目的が対立する複数の(多くの場合、2個の)
意思表示が合致したときに成立する法律行為である

佐久間毅「民法の基礎1総則」2021年、44頁参照



お互いの意思によって成立する **法的な約束**

法的拘束力

が発生

契約を守らない場合



契約解除



損害賠償



コンビニで
商品を購入

売買契約



電車に乗る

運送契約

役務

サービスを提供する契約

1

雇用
契約

2

請負
契約

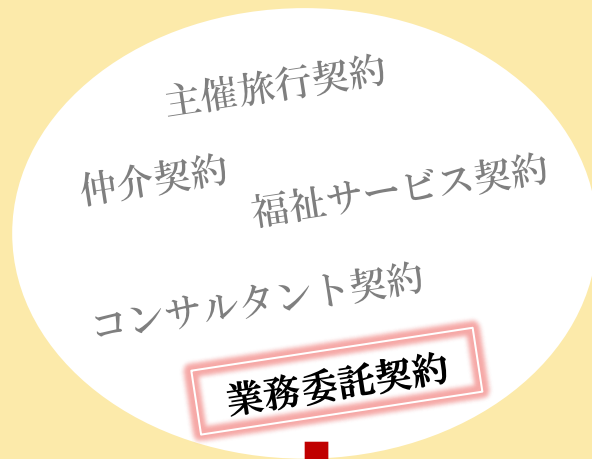
3

委任
契約

4

寄託
契約

フリーランスと業務委託契約



民法には **業務委託契約**
というカテゴリーがない

どれにあてはまるのか？

- 1 **雇用契約**
- 2 **請負契約**
- 3 **委任契約**
- 4 **寄託契約**

どれにあてはまるか整理する必要がある

どの契約と整理されるかによって
適用される基本ルールが変わる



契約の種類

1

雇用 契約

※労働契約とほぼ同じ意味

対価として給料を得る契約

使用者の指示に従って働く

正社員・契約社員
アルバイト・パートタイマーなど

「労働者」＝ 雇用契約を締結し、働いている人

労働法令の対象

(労働基準法、労働契約法、最低賃金法など)

2

請負 契約

仕事の完成を目的とする契約

仕事の完成に対して報酬が支払われる

－建物建築請負契約の場合－



目的物と引換えに報酬が支払われる

契約の種類

3

委任契約

相手方に委任又は依頼する契約

仕事の完成を目的とせず、かつ依頼を受けた受任者が依頼をした委任者から独立



裁量と専門性を持っており、委任者の指示に従属しない

4

寄託契約

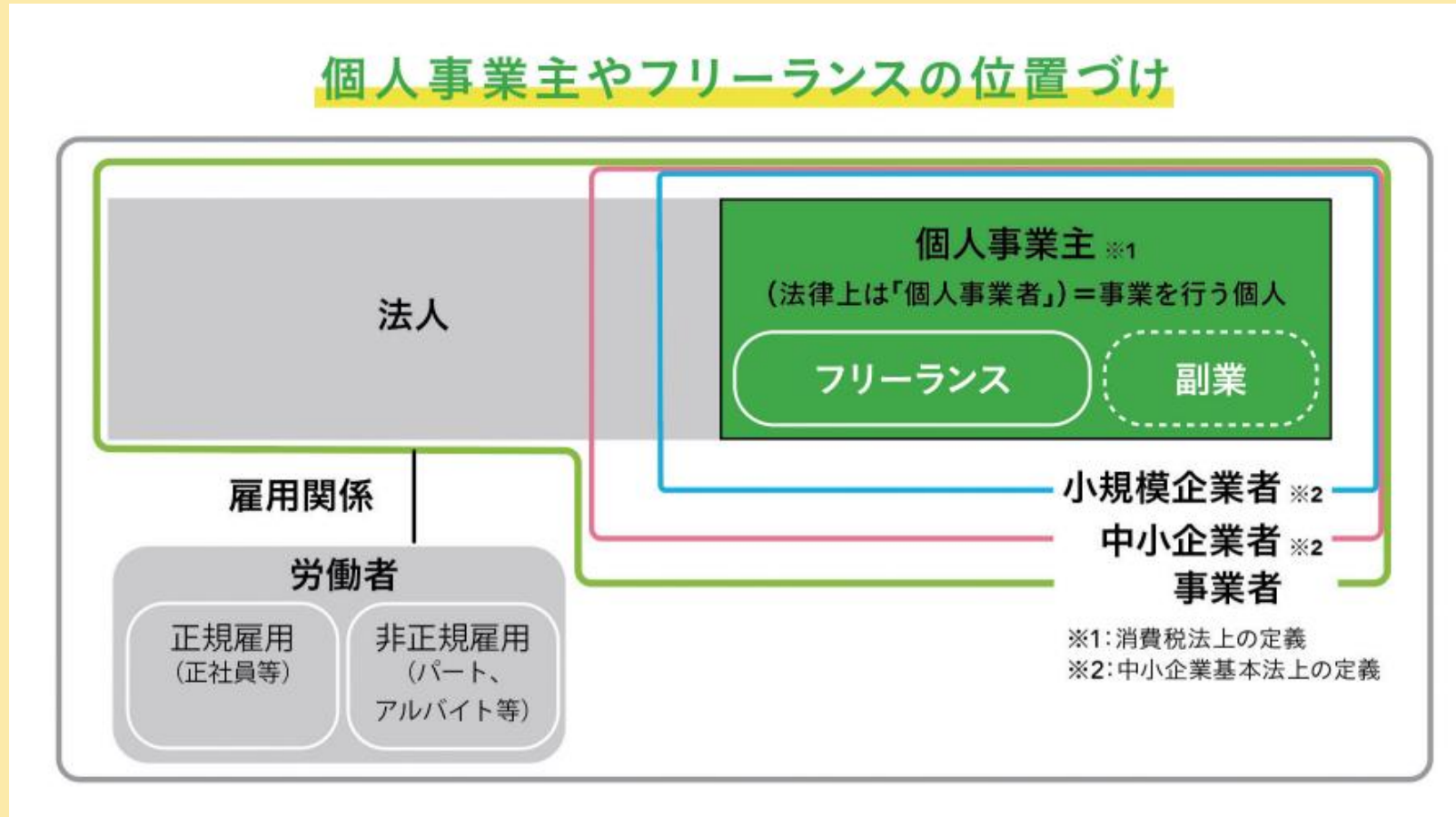
物を保管してもらう契約

荷物を預ける契約など

－ 手荷物預かり所 －



個人事業主やフリーランスの位置づけ



(引用:文化庁「芸術家等の基礎知識」個人で活動するということ)

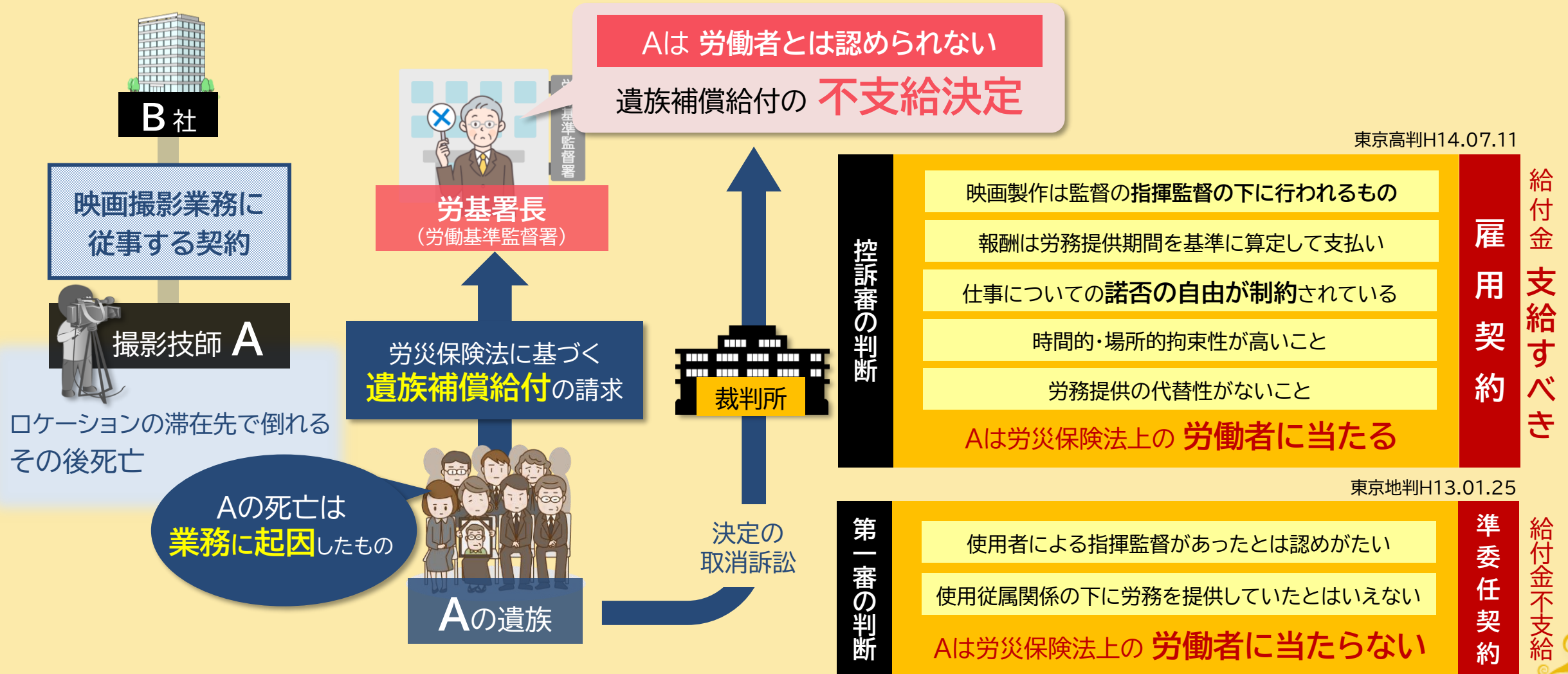
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kisochishiki/kojindekatsudo/index.html

裁判例

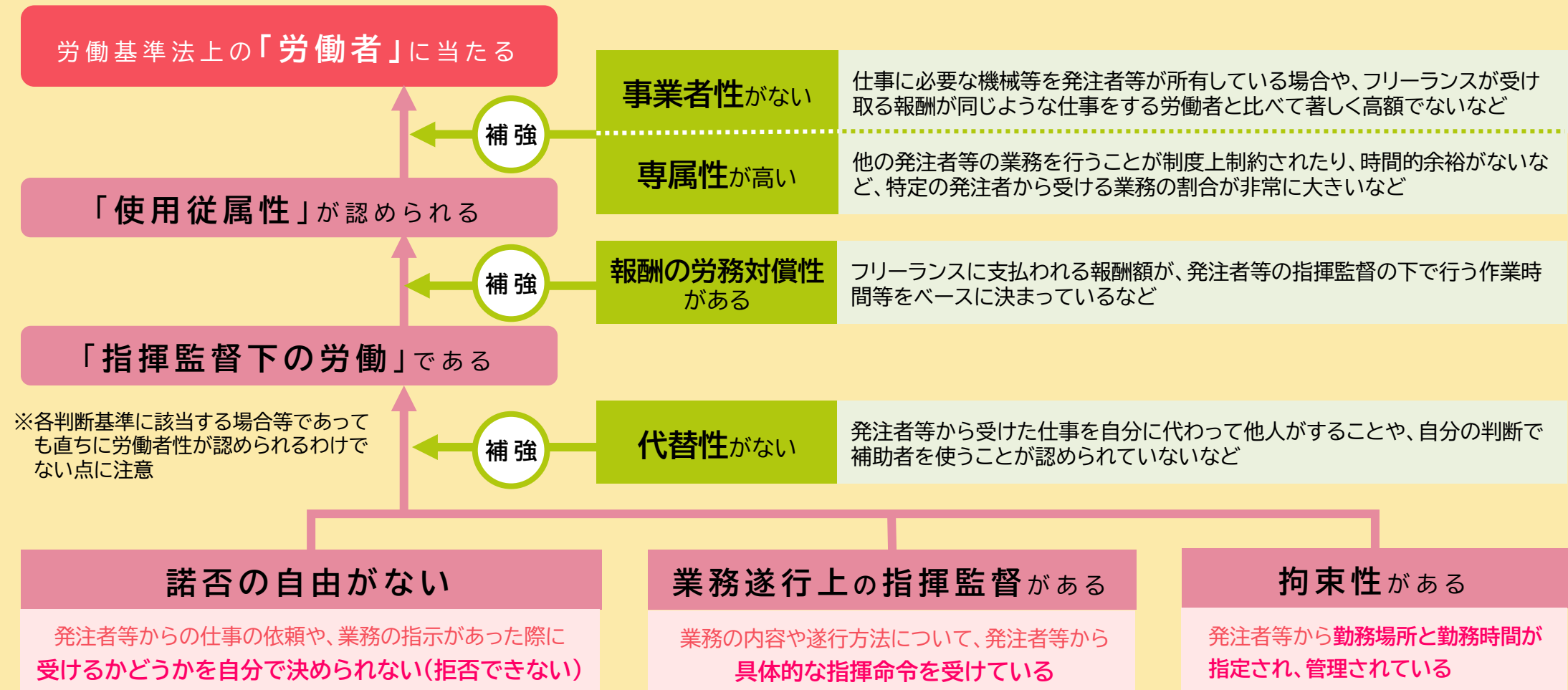
新宿労基署長(映画撮影技師)事件

「労働者」にあたるかどうかの判断

東京地裁 H13.01.25 判決
東京高裁 H14.07.11 判決



労働基準法において「労働者」にあたるかどうかの判断



協議・交渉と優越的地位の濫用



合意とは

当事者の実質的な意思が合致していることであって、取引の相手方との十分な協議の上に当該取引の相手方が納得して合意しているという趣旨である

ガイドライン「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」より

下請法

下請法

下請取引の公正化

下請事業者の利益保護

下請法の対象となる取引は事業者の 資本金の規模 と 取引の内容 で定義

(1) 製造や加工の委託 修理委託

物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合

下請法適用

親事業者

資本金 3億円超

下請事業者

資本金 3億円以下 ※

資本金 1千万円～3億円

資本金 1千万円以下 ※

※個人を含む

(2) 情報成果物作成委託 役務提供委託

プログラムやデザインの委託など

運送や顧客向けサービスの委託など

※(1)の情報成果物・役務提供委託を除く

下請法適用

親事業者

資本金 5千万円超

下請事業者

資本金 5千万円以下 ※

資本金 1千万円～5千万円

資本金 1千万円以下 ※

※個人を含む

下請法 親事業者の義務と禁止事項等

親事業者の義務

書面の交付義務

書類の作成・保存義務

下請代金の支払期日を
定める義務

遅延利息の支払義務

親事業者の禁止事項

受領拒否の禁止

下請代金の減額の禁止

下請代金の支払遅延の
禁止

返品禁止

買いたたきの禁止

購入・利用強制の禁止

報復措置の禁止

有償支給原材料等の
対価の早期決済の禁止

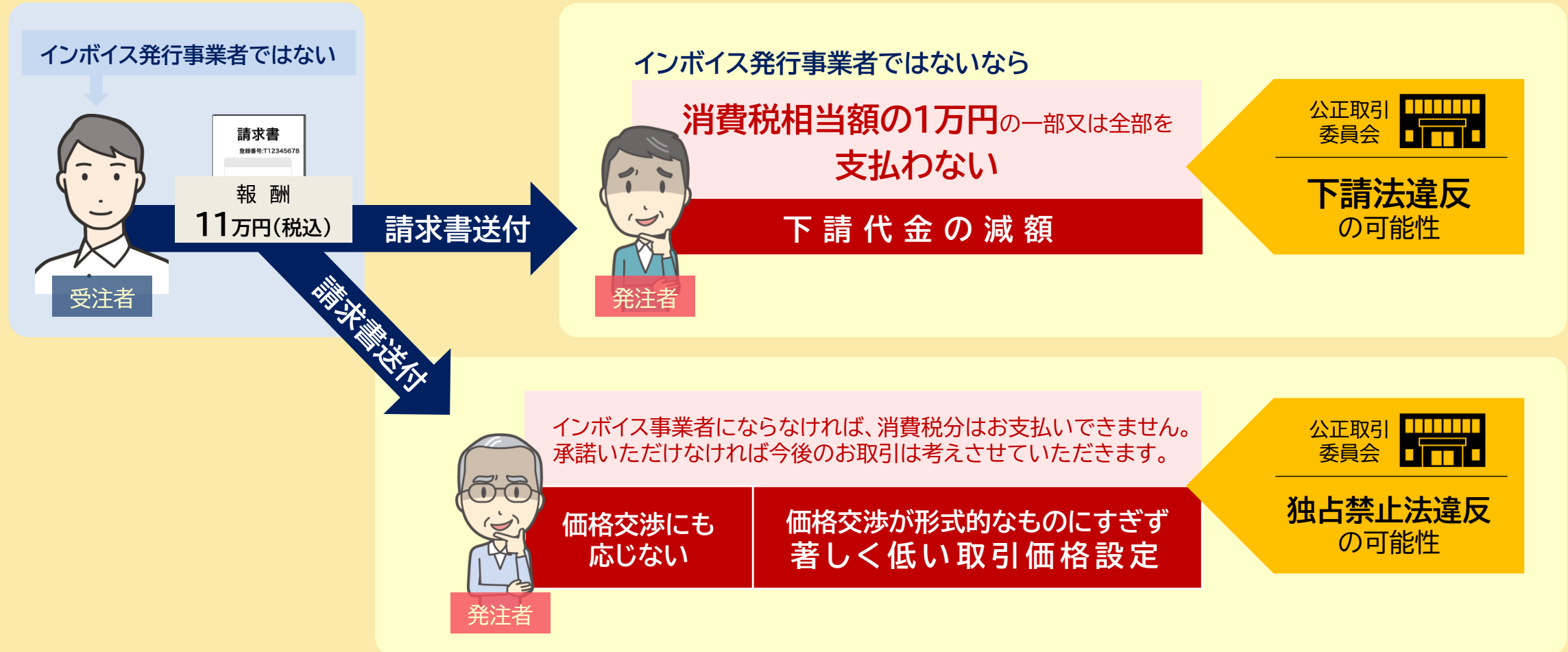
割引困難な手形の
交付の禁止

不当な経済上の利益の
提供要請の禁止

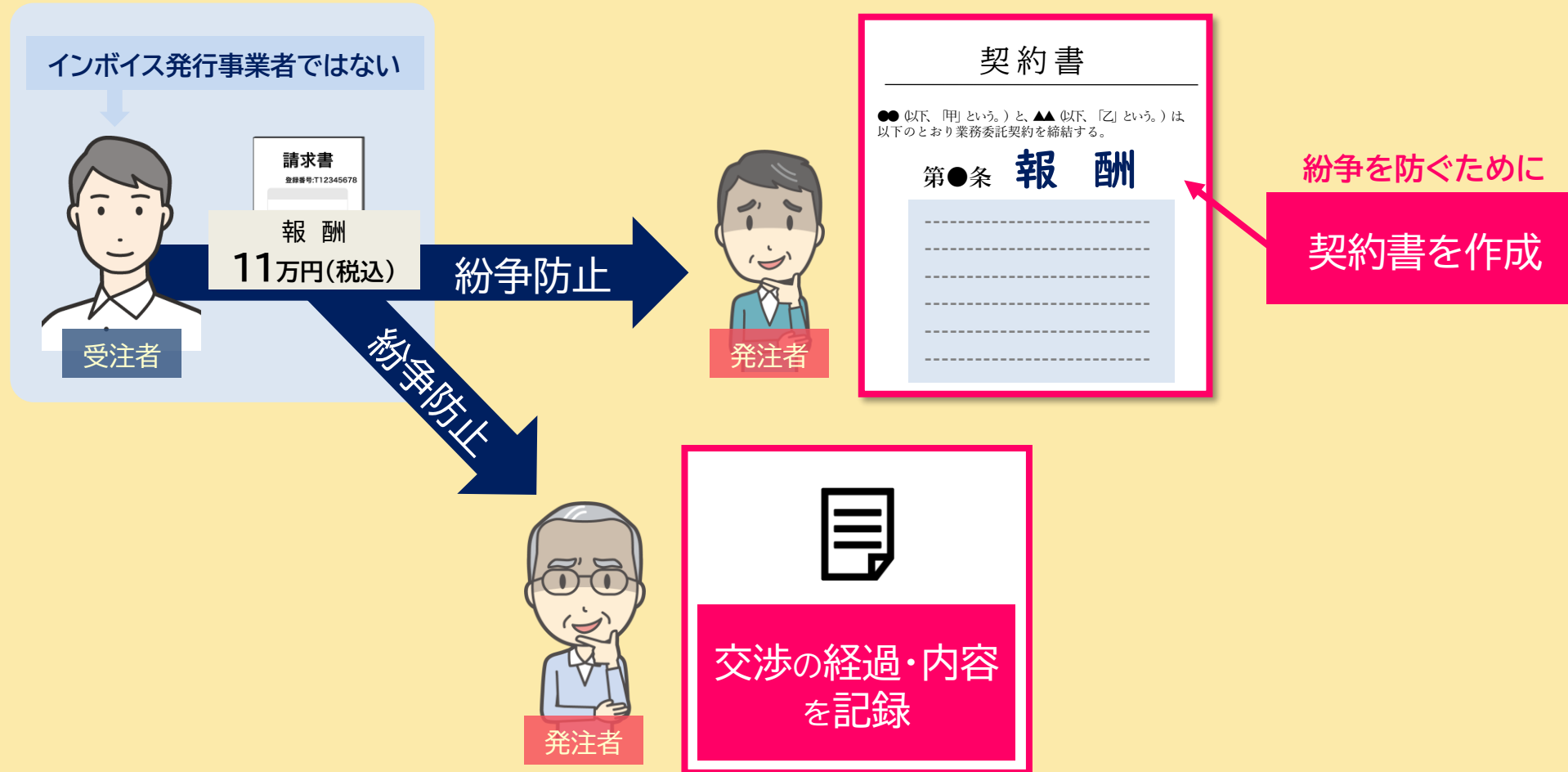
不当な給付内容の
変更・やり直しの禁止



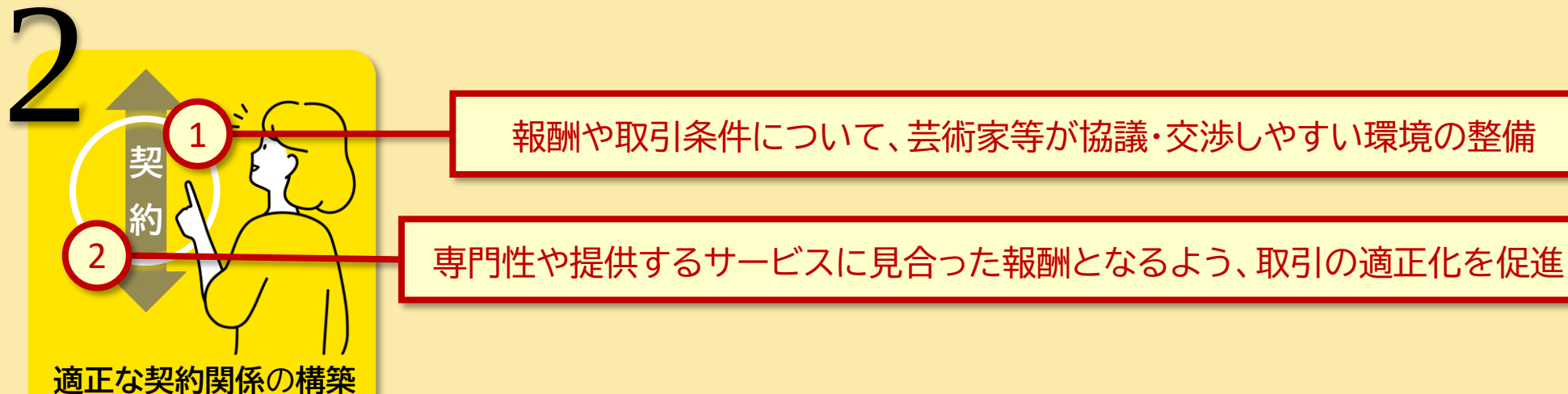
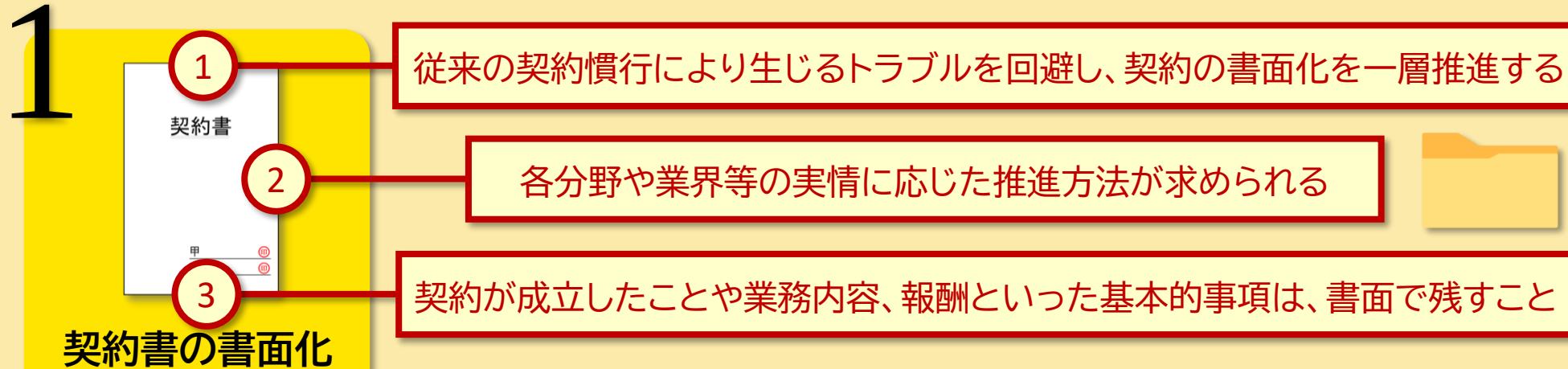
インボイス制度と契約書



インボイス制度と契約書



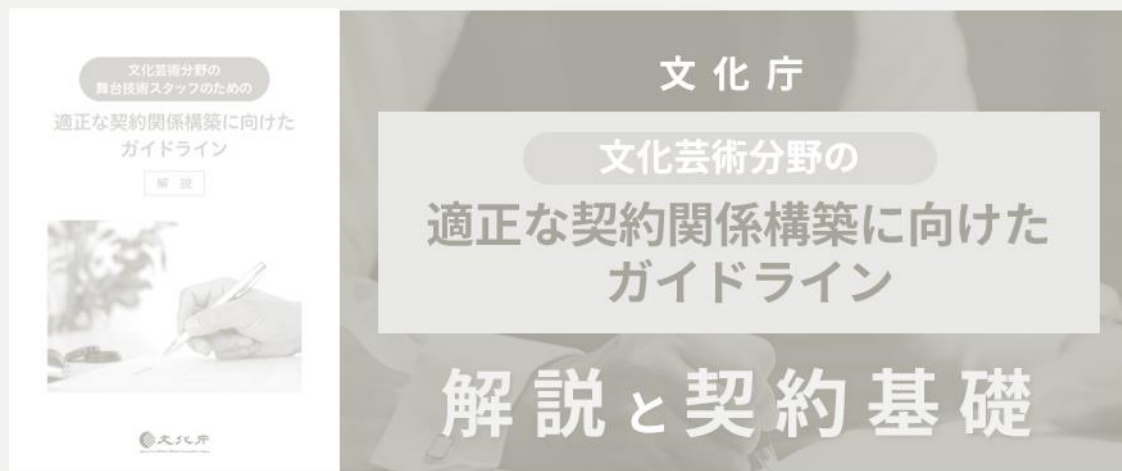
文化庁 文化芸術分野の舞台技術スタッフのための適正な契約関係構築に向けたガイドライン



改善策

本日のテーマ

前半



- 「文化芸術分野の適切な契約関係構築に向けたガイドライン」
「下請法」の内容
- なぜ必要なのか、現状のままの契約関係では不足の理由
- ガイドラインや関連法のどこがポイントか、遵守すべきか

後半



－ 対 談 －

- 舞台技術スタッフ事業にローカライズした
契約書・発注書ひな型解説
- フリーランス新法や下請法、インボイス制度導入を
見据えた活用等について

自己紹介

全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事 寺田 航

■現職

全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事
(一社)日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事(専務理事)
(株)ステージラボ 代表取締役

■専門領域

経営、企画制作、労働安全衛生

■職歴

2002年 桐朋学園芸術短期大学専攻科演劇専攻卒業、
2003年 (株)綜合舞台入社後、演劇・イベント・コンサート等の企画制作やプロダクションマネージャー、
営業、経営管理に携わる。
2010年 執行役員就任。
2015年 全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協) 入社
2021年 全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協) 常務理事就任。
2021年 (一社)日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事(専務理事)就任。
2022年 (株)ステージラボ代表取締役就任。
2023年 全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協) 専務理事就任



現在は、舞台技術スタッフ事業者・従事者向けに、「経営・安全衛生アドバイザリー」「安全保護具の研究販売」「団体保険の取扱」を手掛ける他、様々な課題のセミナー講師や、業界団体の基調講演・パネルディスカッションのコーディネーターを務め、演劇大学で培った表現力を生かし、難しい内容を業界にローカライズして分かり易く説明する内容に定評があり、延べ1万8千名以上の受講者に講義・講演を行っている。
また、コロナ禍で大打撃を受けた業界の為、政治・行政に対してロビイング活動を行い、復興と発展に注力している。
文化庁文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議委員。

後半部

舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

舞台技術スタッフ事業にローカライズした
契約書・発注書のひな型

フリーランス新法・下請法改正・インボイス制度導入
を見据えた活用

事前Q & A を基に
講師と対談形式で解説

はじめに

- 口頭でも契約は成立する。
必ずしも契約書を作成する必要は無い。
- 受発注双方の状況に応じて作成の要否を検討すべき
- このひな型はあくまで一案に過ぎない。
- 実際に個々で運用する際は、本ひな型を参考に、
各士業の先生方と相談し修正して使用の事
- 収入印紙の件については特に顧問税理士と要相談の事

フリーランス新法

「フリーランス・事業者間取引適正化等法案」

「フリーランス新法」提出へ 政府、名称変え今国会 自民部会了承
2023年2月18日 朝日新聞デジタル

「報酬額の明示を義務づけ」フリーランスの労働者を保護…法案を閣議決定、違反なら罰金も 2023/02/24 読売新聞オンラインより抜粋

「フリーランス新法」を閣議決定 取引の適正化図る
2023年2月24 朝日新聞デジタル

契約の一方的変更に罰則、フリーランス法案を閣議決定
2023年2月24日 日本経済新聞

後半部

舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型の特徴

継続的に発注する際の契約書ひな型

基本契約書＋個別発注書

単発で発注する際の契約書ひな型

単発発注書＋契約条項

電子契約を基本とするひな形

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

前半部のQ&A

Q

弁護士から見て、当業界のフリーランスとの契約は、
準委任契約という事で良いのでしょうか？

Q

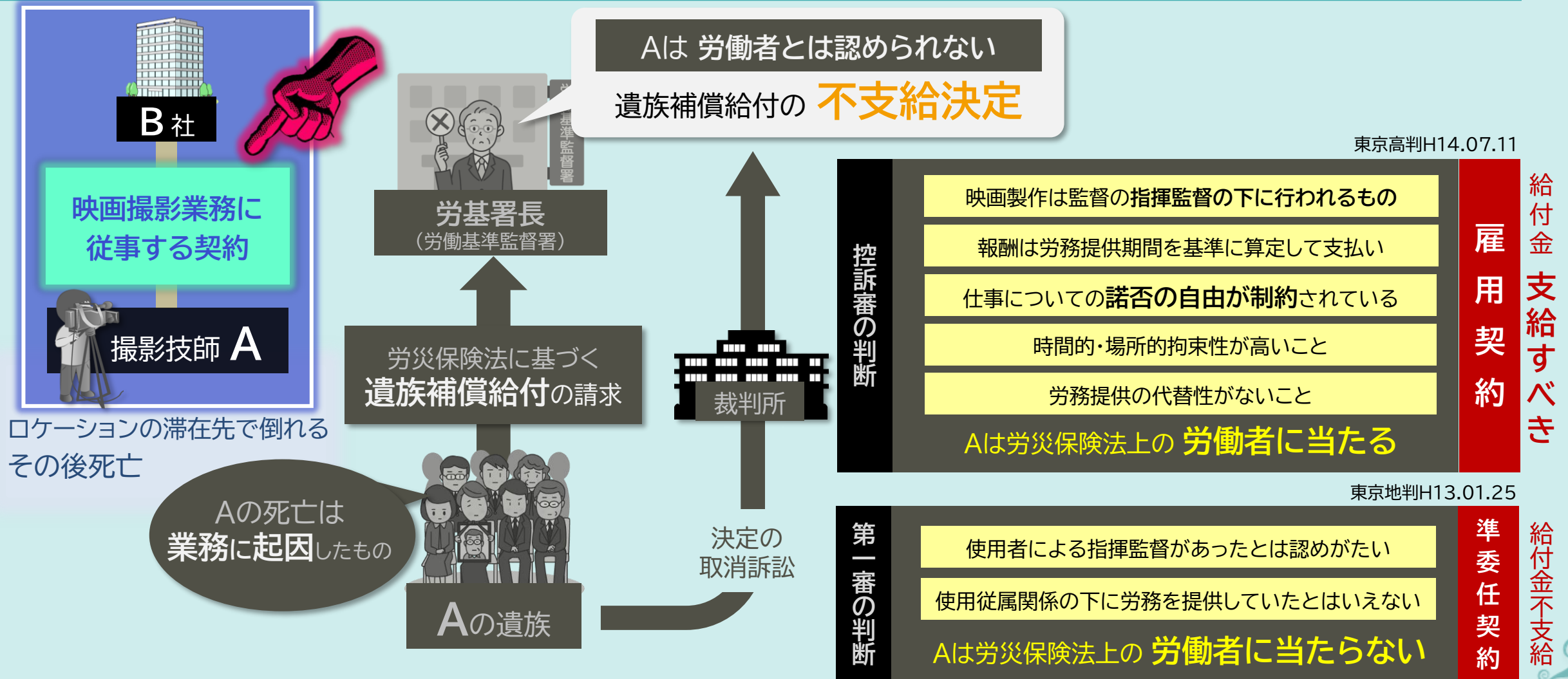
新宿労基署長裁判において、B社はどういう点に留意しておけば、Aさんとの契約が準委任契約と認められたのか？

裁判例

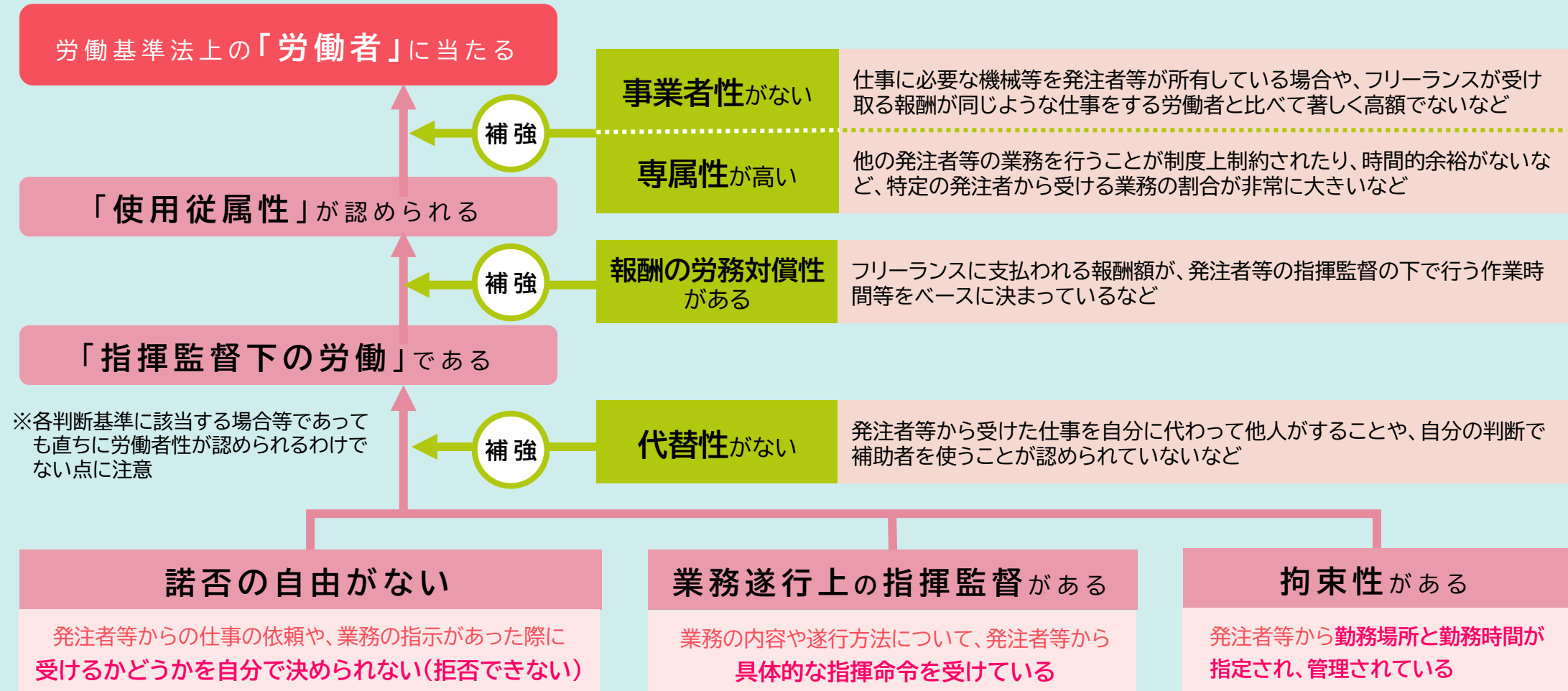
新宿労基署長(映画撮影技師)事件

「労働者」にあたるかどうかの判断

東京地裁 H13.01.25 判決
東京高裁 H14.07.11 判決



労働基準法において「労働者」にあたるかどうかの判断



後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P38

ガイドライン P38

2. 基本契約書〈舞台技術スタッフ事業を行う法人事業者・フリーランス事業者向け〉

株式会社●●（以下「甲」という）と個人事業主●●（以下「乙」という）は、甲が乙に業務を委託する際の本格的な事項について、次の要項及び各条項のとおり合意したので、基本契約（以下「本契約」という）を締結する。要項と各条項との間に矛盾又は抵触がある場合は、要項の定めが優先する。なお、書面及び電子メール等の電磁的方法を総称して以下「書面等」という。

【要項】

① 甲	●●●●
② 乙	●●●●
適格請求書発行事業者の登録番号	☐ 登録番号あり ：登録番号（T ☐ 登録番号なし
③ 契約期間	202●年●月●日から202●年●月●日
④ 報酬関係	(1)報酬：個別契約において定める業務料
	(2)支払時期：個別契約で定める日まで
	(3)支払方法：乙の指定する銀行口座に振込送金
	(4)支払口座： 銀行 支店 普通預金 口座番号： 口座名義：
⑤ 業務範囲	(1)機材等設置業務 (2)公演本番業務 (3)機材等撤去業務 (4)その他前各号に附帯関連する業務
⑥ その他の重要事項	(1)本契約で甲乙間の業務委託の基本条件が定まり、個別契約で具体的な内容が定まります (2)乙は、個人事業主であり、労働者ではありません (3)乙は、労災保険特別加入制度又はこれに相当する保険に加入しなければなりません (4)乙は、業務の性質上、業務日時、場所、服装等の指定を受けることがあります

① 甲	●●
② 乙	●●
適格請求書発行事業者の登録番号	☐ 登録番号あり ：登録番号（T ☐ 登録番号なし
③ 契約期間	202●年●月●日から202●年●月●日
④ 報酬関係	(1)報酬：個別契約において定める業務料
	(2)支払時期：個別契約で定める日まで
	(3)支払方法：乙の指定する銀行口座に振込送金
	(4)支払口座： 銀行 支店 普通預金 口座番号： 口座名義：
⑤ 業務範囲	(1)機材等設置業務 (2)公演本番業務 (3)機材等撤去業務 (4)その他前各号に附帯関連する業務
⑥ その他の重要事項	(1)本契約で甲乙間の業務委託の基本条件が定まり、個別契約で具体的な内容が定まります (2)乙は、個人事業主であり、労働者ではありません (3)乙は、労災保険特別加入制度又はこれに相当する保険に加入しなければなりません (4)乙は、業務の性質上、業務日時、場所、服装等の指定を受けることがあります

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P12

ひな型 ガイドライン P39

第1条(目的)

- 1 本契約は、甲が乙に対して、以下の業務（以下「本件業務」という）を委託するに当たり、甲乙間の基本条件を定めることを目的とし、本契約の契約期間中に甲乙間で行われる業務委託に共通して適用される。

(1) 機材等設営業務

(2) 公演本番業務

(3) 機材等撤去業務

(4) その他前各号に付帯関連する業務

- 2 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用される

どの程度細かく記載しないといけませんか？

ホール管理業務(常駐人員)の場合、どこまで詳細を記載すればいいのでしょうか？

- ① ●●市民会館における舞台業務全般
- ② ●●市民会館の運営における補助的業務
- ③ 前各号に付帯関連する一切の業務

といった、総括的な記述は認められないのでしょうか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P39

第2条（個別契約）

- 1 個別契約は、甲が発注書その他の書面又は電子メール等の電磁的方法（以下単に「発注書」という）により発注し、乙が受注書その他の書面又は電子メール等の電磁的方法によりこれを承諾することにより成立する。
- 2 個別契約においては、次の各号に定める事項を定める。
 - (1) 公演日
 - (2) 主催者名・作品名
 - (3) 業務内容
 - (4) 期間・時間
 - (5) 場所
 - (6) 対価（業務料の金額、支払日、請求書の要否）
 - (7) 経費（旅費交通費、材料費、機材費等の諸経費の負担）
 - (8) 保険（労災保険特別加入制度等の保険料の負担）
 - (9) 特記事項（本契約の定めと異なる合意をする場合等）
 - (10) 前各号の他、甲及び乙が合意した事項

Q

FAXにしてくださいと外注さんから言われて対応していますが、電磁的方法にFAXも入るのですか？

Q

基本契約締結時にクライアントや会場の都合で、当社では決めきれない部分については、個別で契約するという理解で合ってますでしょうか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P21

ひな型 ガイドライン P39

第3条（本契約及び個別契約の変更）

- 1 本契約は、本契約を締結した方法と同じ方法により変更することができる。
- 2 個別契約は、個別契約を締結した方法と同じ方法により変更することができる。
- 3 前2項による本契約又は個別契約の変更により、乙の負担が増減した場合、甲と乙は、当該増減の程度を十分に勘案・協議し、次条第1項で定める業務料について見直すことを協議するものとする。

Q

この業界の業務では、変更は業務進行や主催者等の都合で発生しますが、変更は問題ないという解釈で宜しいですか？

Q

早く業務が終了した場合、業務が長引いた場合は、報酬を増減できるという事ですか？クライアントから増額されてないのに支払えないのですが...

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P13

ひな型 ガイドライン P39

第4条（報酬）

- 1 甲は、乙に対して、本件業務の報酬として、個別契約において定める業務料（以下単に「業務料」という）を支払う。この場合には、甲は、乙に対して、請求書の交付を求めることができる。
- 2 甲は、業務料を、乙が本件業務を終えた日を含む月の翌月●日までの個別契約で定める日までに、乙の指定する銀行口座（要項に記載のもの）に振込送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、本件業務が1か月以上継続する場合の業務料の支払日についてはこの限りでなく、甲と乙で別途協議の上、個別契約で定めるものとする。

Q

請求書は必ず必要でしょうか？
当社はフリーランスから請求書を交付してもらう代わりに、支払通知書と支払明細を、当社から交付して確認してもらっています。それでもいいですか？

Q

支払調書送るだけでは駄目ですか？

Q

当月末締めで、末日日付の請求書を外注さんから頂いて、請求書の日付から翌々月の25日に支払いをしていますが問題ないですか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P7

ひな型 ガイドライン P39～40

第5条（乙の個人事業主としての権利）

- 1 甲及び乙は、本契約及び個別契約における乙の地位及び権利について、下記各号の事項を相互に確認する。
 - (1) 乙は個人事業主であり、労働者ではないこと
 - (2) 甲の発注（2条1項参照）を承諾するか否かは乙の自由であり、乙に承諾義務はないこと
 - (3) 他の個人又は法人の業務に従事するか否かは乙の自由であり、当該業務に従事するに当たり甲の許可を要しないこと。ただし、本契約及び個別契約により乙に課された義務（守秘義務等）を免除する趣旨ではない
 - (4) 乙は、本件業務の性質上必要とされる場合を除き、甲から時間的拘束を受ける義務はなく、自由に拒否できること
 - (5) 乙は、本件業務の性質上必要とされる場合を除き、機材、工具、安全具、服装等について甲から指定を受ける義務はなく、乙の自由な判断で選択できること
- 2 乙は、前項3号から5号までの権利を行使する際、甲に対し、損害が生じないよう合理的に配慮しなければならない。



「本件業務の性質上必要とされる場合」とはどんな場合でしょうか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P7

ひな型 ガイドライン P40

第6条（報告義務）

乙は、甲から求めがあったときは、本件業務の進捗状況その他甲が指定する事項について、甲が指示した方法にて、**速やかに報告**する。

Q

作業完了報告のイメージであってますか？

第7条（契約の履行）

甲及び乙は、本件業務を遂行するに当たっては甲乙双方の**共同作業及び分担作業**が必要であることを認識し、互いの役割分担に応じ、それぞれの分担作業を**誠実に実施**するとともに、相手方の作業の実施についても**誠意をもって協力**するものとする。

Q

協力してやりましょう、ただし社員ではないので、業務命令はしませんので、お互い誠意をもって仕事しましょう。という事ですか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P15～19

ひな型 ガイドライン P40

第8条（甲の義務及び責任）

- 1 甲は、乙が本件業務を遂行する上で必要となる甲の保有する情報、資料、その他の甲の管理物を、乙の求めに応じて、必要な範囲で、乙に無償で提供又は貸与する。
- 2 甲は、乙が本件業務の遂行に際し甲の事務所等を使用する必要がある場合には、乙の求めに応じて、必要な範囲で、当該事務所等の使用を乙に無償で許諾する。
- 3 前項に基づき、乙が甲から使用を許諾された事務所等を使用して本件業務を遂行することに伴い発生する光熱費及び通信費は、甲の負担とする。
- 4 甲は、本件業務の内容等を勘案して、乙が、その生命、身体等の安全を確保しつつ本件業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。
- 5 甲は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、乙に対し、書面により通知する。

Q

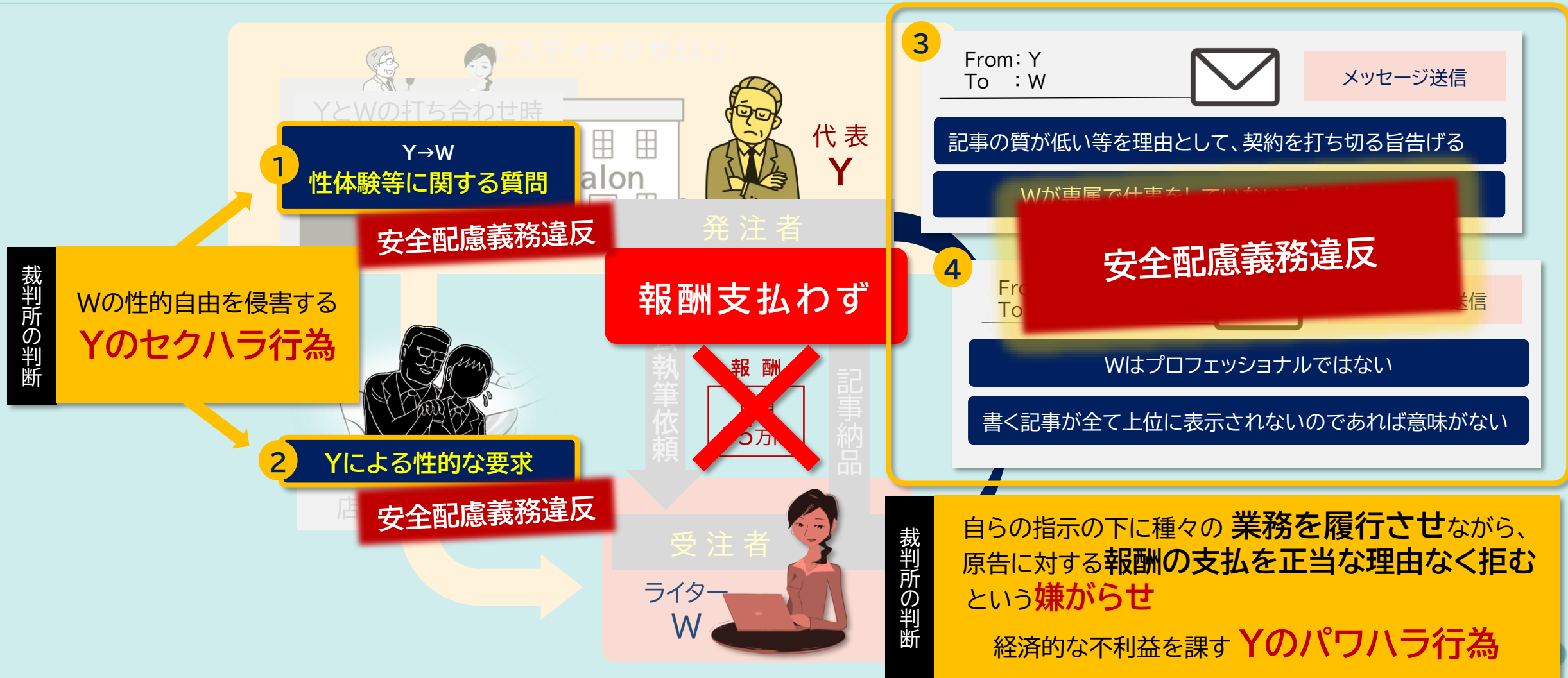
4項は安全配慮義務の事だと思いますが、労働者だけでなく個人事業主も対象ですか？

Q

制作責任者、製作責任者の違いは
なんですか？

安全配慮義務

〈裁判例〉フリーランスの安全配慮 東京地裁 R04.5.25 判決



後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P15～16

ひな型 ガイドライン P41

第9条（乙の義務及び責任）

- 1 乙は、本件業務と同種の業務を提供する会社又は個人事業主が、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を遂行する義務を負う。
- 2 乙は、甲に対して報告（第6条に基づく報告を含むがこれに限らない）をする際、虚偽の報告を一切してはならない。
- 3 乙は、本件業務の遂行のために甲から貸与された資料その他の甲の管理物を、本件業務の遂行に必要な範囲でのみ利用するものとし、その利用及び管理につき善管注意義務を負う。
- 4 乙は、本件業務の遂行に当たり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを甲に保証する。万が一、権利侵害をされたことを理由とする申立てを第三者が行うなどして紛争が生じた場合、乙は、自らの責任と費用をもって当該紛争を処理・解決し、かつ、当該紛争に関連して甲が損害を被った場合には、合理的な範囲で当該損害を直ちに賠償する。
- 5 乙は、乙が甲から貸与された第3項の資料その他の管理物を、本契約もしくは個別契約の終了又は当該資料等の利用目的の終了後、甲の指示に従い、すみやかに甲に返却又は廃棄する。
- 6 乙は、本件業務を遂行する上で甲の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守する。
- 7 乙は、労災保険特別加入制度に加入又は同制度に相当する保険に加入し、本件業務を開始する前に、甲に対し、同保険に加入したことを証する資料（組合員証、加入証明書等）を提出しなければならない。甲乙いずれが当該保険に係る保険料を負担するかについては個別契約で定める。乙が同資料を提出しない場合には、甲が書面で別段の判断をしない限り、乙は本件業務を開始してはならない。
- 8 乙は、甲又は公演主催者等から機材、工具、安全具、服装等の指定を受けた場合には、本件業務の性質上必要な範囲で、それに従う。

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P15～16

ひな型 ガイドライン P41

第9条（乙の義務及び責任）

- 5 乙は、乙が甲から貸与された第3項の資料その他の管理物を、本契約もしくは個別契約の終了又は当該資料等の利用目的の終了後、甲の指示に従い、すみやかに甲に返却又は廃棄する。
- 6 乙は、本件業務を遂行する上で甲の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守する。
- 7 乙は、**労災保険特別加入制度**に加入又は**同制度に相当する保険**に加入し、本件業務を開始する前に、甲に対し、同保険に**加入したことを証する資料**（組合員証、加入証明書等）を提出しなければならない。**甲乙いずれが当該保険に係る保険料を負担するかについては個別契約で定める。**乙が同資料を提出しない場合には、甲が書面で別段の判断をしない限り、乙は本件業務を開始してはならない。
- 8 乙は、甲又は公演主催者等から**機材、工具、安全具、服装等の指定を受けた場合には、本件業務の性質上必要な範囲**で、それに従う。

Q 労災保険と労災保険特別加入制度の違いは何ですか？

Q 労災保険特別加入の保険料は誰負担でしょうか？発注者が負担しなければいけないのでしょうか？複数掛け持ちだと思うので、1社が負担するのはフェアではない気がします。

Q 工具等の物品貸与をすると、事業者性が薄くなると聞いたのですが、特殊工具や機材など必要に応じて貸しても良いという事ですか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン 22

ひな型 ガイドライン P41～42

第10条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約及び個別契約に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された、若しくは業務の性質上、秘密とされる相手方の公演上、営業上、技術上又は業務上の一切の情報(各公演に出演するタレント等に関する個人情報、プライバシーに関する情報その他の一切の情報を含む。以下「秘密情報」という)を、本契約及び個別契約の契約期間中はもとより、本契約及び個別契約終了後も、第三者に対して開示、漏洩(Twitter、Instagram、Facebook、TikTok等を含むあらゆるSNSでの発信行為を含む)してはならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの

- (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの
- 3 甲及び乙は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等に遵守させる義務を負う。
- 4 乙は、甲の書面による承諾なくして、本件業務に関して、撮影又は録音等を行ってはならない。



受注者が調光室から盗撮をして
ネットメディアに投稿した場合の
責任は発注者にありますか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P7

ひな型 ガイドライン P42

第11条（再委託）

- 1 乙は、本件業務を提供するに当たり、事前に甲による書面の承諾を得た場合には、本件業務の一部を第三者に再委託することができる。
- 2 乙は、再委託先との契約において、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせなければならない。
- 3 乙は、再委託先に対する管理監督責任を負うものとし、再委託先の行為は全て乙がその責を負う。
- 4 甲は、再委託先が不適切であると判断したときは、乙に対し、不適切である合理的理由を明示することで、再委託先の変更を請求することができる。



報酬は1万円だけれども、受注者が、自分の部下を連れてきて共同作業をしても良い？

という解釈で合ってますか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P19～22

ひな型 ガイドライン P42

知的財産を移転させる（権利を譲渡する）場合

第12条（知的財産権）

- 1 乙による本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権（著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含む）が発生する場合には、発生時点で、すべて甲に移転するものとし、その対価は、第4条1項記載の業務料に含まれているものとする。
- 2 乙による本件業務の遂行の過程で生ずる著作者人格権について、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないことを約束する。



照明プランは著作物でしょうか？

知的財産を移転させない（権利を利用許諾とする）場合

第12条（知的財産権）

- 1 乙による本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権（著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含む）が発生する場合には、乙は、甲に対して、本契約及び個別契約の契約期間中はもとより、本契約及び個別契約終了後も、本件業務の成果物（以下単に「成果物」という）について、次に掲げることを行うことを許諾し、その対価は、第4条1項記載の業務料に含まれているものとする。

- (1) 成果物の複製
- (2) 成果物の個別契約で定める上演、演奏、上映及び口述
- (3) 成果物の個別契約で定める放送・有線放送及び放送同時配信等、並びにインターネット上での公衆送信
- (4) 成果物の原作品又は複製物の譲渡、貸与及び頒布
- (5) 成果物の翻訳、編曲、変形及び翻案
- (6) 前号により作成された二次的著作物の利用

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P22

ひな型 ガイドライン P43

第13条（契約解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約の条項（発注書記載の事項）に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、これが直ちに是正されなかったときは、本契約及び個別契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 甲乙間の信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき
 - (2) 相手方の品位・信用を損なうような言動をしたとき

- (3) 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
- (6) 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

Q ヘルメット着用が義務である作業場内において、再三お願いしても着用をして頂けない方がいます。重大な過失に当たりますか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P22

ひな型 ガイドライン P43

第14条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約又は個別契約の債務を履行しないこと、前条第2項の各号の一に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、本契約の契約解除の有無に関わらず、合理的な範囲において当該損害を賠償する責任を負う。ただし、当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害については、この限りでない。

Q

シユート作業中に発注元社員の指示で、フリーが解釈棒を持って作業している最中にフリーの不注意で近くに吊っていたスクリーンに解釈棒を当ててしまいスクリーンが破けてしまった事故があった。

この場合、スクリーン保有元の映像会社へのスクリーン修繕に関する対応は、会社側とフリーどちらが最終的に補償する事になるのか？

Q

弊社契約フリーが、照明つり込み作業準備の為、主催者発注アルバイトと二人で、ムービングライトのケースから機材を出そうとした際にハードケースの蓋が閉じて、アルバイトが手を挟んで怪我をさせてしまった。

この場合、アルバイト本人への補償は、照明会社、フリー、アルバイト会社、主催者、一体誰が最終的な補償する事になるのか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P14

ひな型 ガイドライン P43～44

第15条（不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い）

- 1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本件業務ができなくなったときは、甲は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、乙は、既に本件業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。
- 2 前項の規定は、甲及び乙が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに乙が実施した業務の履行割合、中止・延期により乙が負担することとなる経費、公演等のために乙が確保していた

予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、甲の当該公演等に関する収入の有無及び中止公演等に代わる振替公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しない。



つまり... どういう事でしょうか？

下請法

解説 ガイドライン P14

ひな型 ガイドライン P43～44

下請法

下請取引の公正化

下請事業者の利益保護

下請法の対象となる取引は事業者の 資本金の規模 と 取引の内容 で定義

(1) 製造や加工の委託 修理委託

物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合

親事業者

資本金 3億円超

下請事業者

資本金 3億円以下 ※

資本金 1千万円～3億円

資本金 1千万円以下 ※

※個人を含む

下請法適用

(2) 情報成果物作成委託 役務提供委託

プログラムやデザインの委託など

運送や顧客向けサービスの委託など

※(1)の情報成果物・役務提供委託を除く

親事業者

資本金 5千万円超

下請事業者

資本金 5千万円以下 ※

資本金 1千万円～5千万円

資本金 1千万円以下 ※

※個人を含む

下請法適用

(3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い



受注者

公演等の中止・延期決定後に協議を行う場合

報酬の取扱いについての協議ポイント



発注者

中止・延期となった日から当日までの **期間**

公演等が実施されれば得られる予定であった **報酬額**

中止・延期となった日までに受注者の **業務の履行割合**

発注者の当該公演等に関する **収入の有無**

中止・延期により受注者が負担することとなる **経費**

中止公演等に代わる **振替公演等の実施の有無**

公演等のために受注者が **確保していた日数**

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P44

第16条（権利義務譲渡の制限）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約又は個別契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約又は個別契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

第17条（期限の利益）

本契約が第13条の規定により解除された場合には、甲及び乙は、期限の利益を失い、相手方に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

第18条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、本契約締結日から202●年●●月●●日まで（●年間）とする。ただし、本契約終了時において現に存続する個別契約がある場合、本契約は当該個別契約の終了時まで効力を有する。
- 2 甲及び乙のいずれもが、前項の期間の満了する3か月前までに相手方に対して契約を更新しない旨の書面による通知をしないときは、この契約は自動的に期間満了の翌日から更に前項と同一の期間更新されるものとし、その後の期間満了時においても同様とする。



期間はどのくらいが望ましいのでしょうか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P8

ひな型 ガイドライン P44～45

第19条(甲の発注者としての遵守事項)

甲は、乙に対して、以下の各号の行為を行わないことを誓約し遵守する。

- (1) **報酬の支払遅延**(報酬をその支払期日の経過後なお支払わないこと)
- (2) 報酬の減額(乙の責に帰すべき理由がないのに、報酬の額を減ずること)
- (3) 著しく低い報酬の一方的な決定(乙の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること)
- (4) やり直しの要請(乙の責めに帰すべき理由がないのに、乙の給付を受領した後に給付をやり直させること)
- (5) 一方的な発注取消し
- (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い
(乙が有する役務の成果物に係る権利について甲が一方的に決定すること)
- (7) 役務の成果物の受領拒否
(乙の責に帰すべき理由がないのに、乙の給付の受領を拒むこと)
- (8) 役務の成果物の返品(乙の責に帰すべき理由がないのに、乙の給付を受領した後、乙にその給付に係る物を引き取らせること)

- (9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制(乙の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること)
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請(甲が乙に対して自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること)
- (11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定(甲が乙に対して、合理的に必要な範囲を超えて秘密保持義務、競業避止義務又は専属義務を一方的に設定すること)
- (12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施(上記1乃至11の行為類型に該当しない場合であっても、甲が乙に対し、正常な商慣習に照らして認められない取引条件の一方的な設定・変更・実施をすること)

本契約に必ずしも**下請法**が適用されるわけではありません。しかし、下請法の対象にならない場合においても、**独占禁止法(優越的地位の濫用)**上の問題になることもあることから、**独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法上問題となる行為類型をしないようにすることが望ましい**といえます。

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P8

ひな型 ガイドライン P44～45

製造や
加工の委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

親事業者の義務

書面の交付義務

書類の作成・保存
義務

下請代金の支払
期日を定める
義務

遅延利息の支払義務

親事業者の禁止事項

受領拒否の禁止

買ったたきの禁止

割引困難な手形の
交付の禁止

下請代金の減額の
禁止

購入・利用強制の
禁止

下請代金の
支払遅延の
禁止

報復措置の禁止

不当な経済上の利益
の提供要請の禁止

返品 of 禁止

有償支給原材料等の
対価の早期決済の
禁止

不当な給付内容の
変更・やり直しの禁止

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P45

第20条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自ら又は自らの役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ（暴力団に所属せずに犯罪を繰り返す集団）等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号の一にでも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲、乙は、相手方が前項の表明・保証義務に違反した場合、及び次の各号に該当する場合には、相手方に対し何ら通知催告することなく本契約を直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が、暴力団員等である場合、又は、暴力団員等であった場合
 - (2) 相手方が、暴力団員等又は相手方の関係者等が暴力団員等である旨を告げるなどした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）
 - (3) 相手方が、他方当事者に対し、詐術、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等をした場合
 - (4) 相手方が、他方当事者の名誉や信用等を侵害又は毀損した場合又は、侵害又は毀損するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）
 - (5) 相手方が、他方当事者の業務を妨害した場合、又は業務を妨害するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）
- 3 前項により本契約を解除した場合には、相手方に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P22

ひな型 ガイドライン P45～46

第21条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の当事者は、本契約の残りの規定が継続して完全に効力を有すると認めるほか、当該無効又は執行不能の条項又は部分を適法なものとして執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該条項又は部分の趣旨と法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第22条（存続規定）

第10条（秘密保持）、第16条（権利義務譲渡の制限）、第21条（分離可能性）、本条（存続規定）、第23条（別途協議）及び第24条（合意管轄）は、本契約終了後も有効に存続する。

第23条（別途協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項や本契約の条項に疑義が生じた場合には、その都度、双方協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第24条（合意管轄）

甲及び乙は、前条による協議にもかかわらず、甲乙間で解決に至らなかった紛争については、訴額に応じて●●地方裁判所もしくは●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

合意管轄は何のために必要なのですか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

解説 ガイドライン P9

ひな型 ガイドライン P46

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後**電子署名**を施し、各自その電磁的記録を保管する。ただし、本契約を書面により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

202●年●月●日

(甲)住所

会社名 株式会社●●●
代表取締役 ●● ●●

(乙)住所

屋号
氏名



電子署名が全く分かりません。
プリントアウトしてペンで署名して
PDFにしたら電子署名となりますか？



電子サインと電子署名は別物ですか？



タイムスタンプも必要ですか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P47

別紙①

発注書

甲は、乙に対し、甲乙間の20●●年●月●日付基本契約に基づく個別契約として、本発注書をもって下記業務を委託する。

乙（受注者）氏名 様 日付： 甲（発注者）：（株）〇〇 担当 氏名

甲が記入										乙が回答
公演日	主催者名・作品名	業務内容	期間・時間	場所（会場、放送局等）	業務料	支払日	経費	受注可否		
例 2020/7/2～7/4	〇〇主催・「〇〇」コンサート	設営・本番・撤去	入り時間未定 〇H予定	〇〇ドーム	00.000	2020/7/末	交通費含む	○		
例 2020/7/10～7/11	劇団〇〇主催・公演「〇〇」	設営	〇時～〇時	〇〇シアター	00.000	2020/7/末	交通費含む	○		
例 2020/7/12～7/13	劇団〇〇主催・公演「〇〇」	本番・撤去	〇時～〇時	〇〇シアター	00.000	2020/7/末	交通費含む	○		
例 2020/7/15	〇〇主催・ダンス発表会「〇〇」	設営・本番・撤去	〇時～〇時	〇〇公会堂	00.000	2020/7/末	交通費含む	×		
例 2020/7/20～7/30	〇〇主催・「〇〇」公演	設営・本番・撤去	入り時間未定 〇H予定	〇〇劇場	00.000	2020/8/末	交通費含む	○		

請求書の要否 ☐ 必要 ☐ 不要

保険料の負担 ☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担（上記業務料とは別に乙が負担）

特記事項（基本契約で定めた事項の変更点若しくは協議をしたい点等）

発注ご回答書（請書）

上記、発注書の受注可否欄に「○」とご回答した業務について、受注します。

日付： 年 月 日

乙（受注者） 住所 氏名

	甲が記入								乙が回答
	公演日	主催者名・作品名	業務内容	期間・時間	場所（会場、放送局等）	業務料	支払日	経費	受注可否
例	2020/7/2～7/4	〇〇主催・「〇〇」コンサート	設営・本番・撤去	入り時間未定 〇H予定	〇〇ドーム	00.000	2020/7/末	交通費含む	○
例	2020/7/10～7/11	劇団〇〇主催・公演「〇〇」	設営	〇時～〇時	〇〇シアター	00.000	2020/7/末	交通費含む	○
例	2020/7/12～7/13	劇団〇〇主催・公演「〇〇」	本番・撤去	〇時～〇時	〇〇シアター	00.000	2020/7/末	交通費含む	○
例	2020/7/15	〇〇主催・ダンス発表会「〇〇」	設営・本番・撤去	〇時～〇時	〇〇公会堂	00.000	2020/7/末	交通費含む	×
例	2020/7/20～7/30	〇〇主催・「〇〇」公演	設営・本番・撤去	入り時間未定 〇H予定	〇〇劇場	00.000	2020/8/末	交通費含む	○
請求書の要否			☐ 必要 ☐ 不要						
保険料の負担			☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担（上記業務料とは別に乙が負担）						
特記事項（基本契約で定めた事項の変更点若しくは協議をしたい点等）									

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P47

別紙①

発注書

甲は、乙に対し、甲乙間の20●●●●月●日付基本契約に基づく個別契約として、本発注書をもって下記業務を委託する。

乙(受注者)氏名 様 日付: 甲(発注者):(株)○○ 担当 氏名

甲が記入										乙が回答	
公演日	主催者名・作品名	業務内容	期間・時間	場所 (会場、放送局等)	業務料	支払日	経費	交通費	受注可否		
2020/7/2~7/4	〇〇主催・〇〇コンサート	設営・本番・撤去	入場時間不定 〇時~〇時	〇〇ドーム	00,000	2020/7/末	交通費含む	〇			
2020/7/10~7/11	〇〇主催・〇〇公演	設営・本番・撤去	〇時~〇時	〇〇シアター	00,000	2020/7/末	交通費含む	〇			
2020/7/12~7/13	〇〇主催・〇〇公演	設営・本番・撤去	〇時~〇時	〇〇シアター	00,000	2020/7/末	交通費含む	〇			
2020/7/15	〇〇主催・ダンス発表会	設営・本番・撤去	〇時~〇時	〇〇公会堂	00,000	2020/7/末	交通費含む	×			
2020/7/20~7/30	〇〇主催・〇〇公演	設営・本番・撤去	入場時間不定 〇時~〇時	〇〇劇場	00,000	2020/8/末	交通費含む	〇			

請求書の発行 ☐ 必要 ☐ 不要

保険料の負担 ☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担 (上記業務料とは別に乙が負担)

特記事項(基本契約で定められた事項の変更点若しくは協議をしたい点等)

IV 発注書

発注ご回答書(請書)

上記、発注書の受注可否欄に「〇」とご回答した業務について、受注します。

日付: 年 月 日

乙(受注者) 住所 氏名

Q 雇用契約とみなされないために、交通費は契約に記載しない方が良いと聞いたことがありますが、今回のひな形には記載がありました。問題ないのですか？

Q フリーランスの方に、仕事を依頼するにあたり、1カ月に、何日間・何時間と決まりはあるのでしょうか？

Q 経費(交通費など)は源泉徴収が必要でしょうか？

Q 作品名が守秘の為明かせない場合はどうすれば良いのでしょうか？

Q 突発的に新規の外注へ業務依頼した時や、現場サイドから業務終了後に、新規の外注に業務依頼をしていた報告があった場合は、業務後に契約を結ぶ事も可能なのでしょうか？

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

基本契約書の解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P48

19mmJdd日

●● 様

東京都XXXXXXXX

XXX株式会社

代表取締役 XXXXX

担当者名 _____

発注書 (単発)

当社 (発注者)は、貴殿 (受注者)に対し、契約条項に従い、以下の内容にて、本委託業務を発注します。

発注者 (甲)	●●
受注者 (乙)	●●
適格請求書発行事業者の登録番号	☐ 登録番号あり :登録番号(T) ☐ 登録番号なし
作品名 (公演名等)	●●
主催者名	●●
場所 (会場、放送局等)	●●
公演の期間	202●年●月●日から202●年●月●日まで
業務の内容及び期間・時間	【機材等設営業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで ●時～●時まで 【公演本番業務 (リハーサル等含む)】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定 【機材等撤去業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定 【未定の事項がある場合】 ●● (未定の事項の内容及び未定の理由を記載) 未定の事項については、概ね202●年●月●日頃までに、甲及び乙が協議の上、決定し、甲が乙に対し、書面又は電子メール等の電磁的方法で通知する。
業務料	金●●円
請求書の要否	☐ 必要 ☐ 不要
交通費の負担	☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担 (上記業務料とは別に乙が負担)
業務料の支払日	202●年●月●日
保険料の負担	☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担 (上記業務料とは別に乙が負担)
特記事項 (契約条項で定めた事項の発覚点や協議をしたい点等)	●● (本件業務が1か月以上継続する場合における支払日及び支払金額の協議等)

発注ご回答書 (請書)

上記内容及び契約条項に基づき本委託業務の発注を受諾します。

yyyy年mmJdd日

受注者:

(住所) _____

(氏名) _____

以上、本発注の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管します。ただし、本発注を書面により締結する場合には、本発注の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとします。

発注者(甲)	●●
受注者(乙)	●●
適格請求書発行事業者の登録番号	☐ 登録番号あり :登録番号(T) ☐ 登録番号なし
作品名(公演名等)	●●
主催者名	●●
場所(会場、放送局等)	●●
公演の期間	202●年●月●日から202●年●月●日まで
業務の内容及び期間・時間	【機材等設営業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで ●時～●時まで 【公演本番業務(リハーサル等含む)】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定 【機材等撤去業務】 202●年●月●日から202●年●月●日まで 入り時間未定 ●時間予定 【未定の事項がある場合】 ●●(未定の事項の内容及び未定の理由を記載) 未定の事項については、概ね202●年●月●日頃までに、甲及び乙が協議の上、決定し、甲が乙に対し、書面又は電子メール等の電磁的方法で通知する。
業務料	金●●円
請求書の要否	☐ 必要 ☐ 不要
交通費の負担	☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担(上記業務料とは別に乙が負担)
業務料の支払日	202●年●月●日
保険料の負担	☐ 甲の負担 ☐ 乙の負担(上記業務料とは別に乙が負担)
特記事項(契約条項で定めた事項の変更点や協議をしたい点等)	●●(本件業務が1か月以上継続する場合における支払日及び支払金額の協議等)

後半部 舞台技術スタッフ事業向けローカライズひな型 解説

発注書（単発）の契約条項解説とQ&A

ひな型 ガイドライン P49～50

<契約条項>

第1条（定義）

この契約条項において、「発注者」とは、業務を発注した者をいい、「受注者」とは、業務を受注した者をいいます。

第2条（目的）

この契約条項は、発注者が受注者に対して、以下の業務（以下「本件業務」といいます）を委託するに当たり、発注者受注者間の基本条件を定めることを目的とし、本発注の契約期間中に発注者受注者間で行われる業務委託に共通して適用されます。

- (1) 機材賃貸業務
- (2) 公演ホプ業務
- (3) 機材搬去業務
- (4) その他前各号に附帯関連する業務

第3条（報酬）

1 発注者は、受注者に対して、本件業務の報酬として、本発注書記載の業務料（以下単に「業務料」といいます）を支払います。

2 発注者は、業務料を、本発注書記載の日までに、受注者の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払います。振込手数料は発注者の負担となります。

第4条（報告義務）

受注者は、発注者から求めがあったときは、本件業務の進捗状況その他発注者が指定する事項について、発注者が指示した方法にて、速やかに報告します。

第5条（発注者の義務及び責任）

- 1 発注者は、受注者が本件業務を遂行する上で必要となる発注者の保有する情報、資料、その他の発注者の管理物、受注者の求めに応じて、必要な範囲で、受注者に無償で提供又は貸与します。
- 2 発注者は、受注者が本件業務の遂行に際して発注者の事務所等を使用する必要がある場合には、受注者の求めに応じて、必要な範囲で、当該事務所等の使用を受注者に無償で許諾します。
- 3 前項に基づき、受注者が発注者から使用を許諾された事務所等を利用して本件業務を遂行することに伴い発生する光熱費及び通信費は、発注者の負担となります。
- 4 発注者は、本件業務の内容等を鑑みて、受注者が、その生命、身体等の安全を確保しつつ本件業務を遂行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとします。
- 5 発注者は、自分が制作責任者又は製作責任者である場合は自ら、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全管理を行う者を置き、受注者に対し、書面又は電子メール等の電磁的方法（以下、書面及び電子メール等の電磁的方法を総称して「書面等」といいます）により通知します。

第6条（受注者の義務及び責任）

- 1 受注者は、本件業務と同様の業務を提供する会社又は個人事業主が、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を遂行する義務を負います。
- 2 受注者は、発注者に対して報告（第4条に基づき報告を含みますが、これに限りません）をする際、虚偽の報告を一切してはなりません。
- 3 受注者は、本件業務の遂行のために発注者から貸与された資料その他の発注者の管理物を、本件業務の遂行に必要な範囲でのみ利用するものとし、その利用及び管理につき善管理注意義務を負います。
- 4 受注者は、本件業務の遂行に当たり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを発注者に保証します。万が一、権

利侵害をされたことを理由とする申立てを第三者が行うなどして紛争が生じた場合、受注者は、自らの責任と費用をもって当該紛争を処理・解決し、かつ、当該紛争に関連して発注者が損害を被った場合には、合理的な範囲で当該紛争から生じた第3条の資料その他の管理物を、当該資料等の利用目的の終了後、発注者の指示に従い、すみやかに発注者に返却又は廃棄します。

- 6 受注者は、本件業務を遂行する上で発注者の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する発注者の諸規則を遵守します。
- 7 受注者は、労災保険特別加入制度に加入又は同制度に相当する保険に加入し、本件業務を開始する前に、発注者に対し、同保険に加入したことを証する資料（組合員証、加入証明書等）を提出しなければなりません。受注者が同資料を提出しない場合には、発注者が書面等で別段の判断をしない限り、受注者は本件業務を開始してはなりません。
- 8 受注者は、発注者又は公演主催者等から機材、工具、安全具、服装等の指定を受けた場合には、本件業務の性質上必要な範囲で、それに従います。

第7条（秘密保持）

- 1 発注者及び受注者は、相手方の書面等による承諾なくして、本発注書に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された、若しくは業務の性質上、秘密とされる相手方の公演上、営業上、技術上又は業務上の一切の情報（各公演に出演するキャスト等に関する個人情報、プライバシーに関する情報その他の一切の情報も含みます。以下「秘密情報」といいます）を、本発注書の業務期間中も含むり、業務終了後も、第三者に対して開示、漏洩（Twitter、Instagram、Facebook、TikTok等を含むあらゆるSNSでの発信行為を含みます）してはなりません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの
 - (2) 発注者又は受注者が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの
- 3 発注者及び受注者は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関連する自己の従業員等にも遵守させる義務を負います。
- 4 受注者は、相手方の書面等による承諾なくして、本件業務に関連して、漏洩又は録音等を行ってはなりません。

第8条（再委託）

- 1 受注者は、本件業務を提供するに当たり、事前に発注者による書面等の承諾を得た場合には、本件業務の一部を第三者に再委託することができます。
- 2 受注者は、再委託先との契約においては、本発注に基づき受注者が負う義務と同等の義務を再委託先に負わなければならないものとします。
- 3 受注者は、再委託先に対する管理監督責任を負うものとします。再委託先の行為は全て受注者がその責を負います。
- 4 発注者は、再委託先が不適切であると判断したときは、受注者に対し、不適切である合理的理由を明示することで、再委託先の変更を請求することができます。

第9条（知的財産権）^{※1}

1 受注者は、本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権（著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含み

ます）が発生する場合には、発生時の時点で、すべて発注者に移転するものとし、その対価は、第3条1項記載の業務料に含まれているものとし、

- 2 受注者による本件業務の遂行の過程で生ずる著作権人格権について、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないことを約束します。

第10条（契約解除）

- 1 発注者及び受注者は、相手方が本発注に違反した場合において、相当期間を定めて報告したにもかかわらず、これが直ちに是正されなかったときは、本発注を解除することができます。
- 2 発注者及び受注者は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら報告をすることなく直ちに本発注を解除することができます。
 - (1) 発注者受注者間の信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき
 - (2) 相手方の品位・信用を損なうような言動をしたとき
 - (3) 支払ひの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、公示処分、相続清算処分その他の公権力の処分を受けたとき
 - (6) 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

第11条（損害賠償）

発注者及び受注者は、本発注の債務を履行しないこと、前条第2項の各号の一に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、本発注の契約解除の有無に関わらず、合理的な範囲において当該損害を賠償する責任を負います。ただし、当事者の責に帰することのできない事由から生じた損害については、この限りではありません。

第12条（不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い）

- 1 感傷場の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本件業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができます。ただし、受注者は、既に本件業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができます。
- 2 前項の規定は、発注者及び受注者が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた予定の日数、公演等が実施され得る予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無及び中止公演等に伴わる振替公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しません。

第13条（権利義務譲渡の制限）

発注者及び受注者は、互いに相手方の事前の書面等による同意なくして、本発注書上の地位を第三者に承継させ、又は本発注書から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはなりません。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 発注者及び受注者は、自ら又は自らの役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ（暴力団に所属せずには犯罪を繰り返す集団等）、その他これらに準ずる者（以下、これを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号の一にでも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 発注者、受注者は、相手方が前項の表明・保証義務に違反した場合、及び次の各号に該当する場合には、相手方に対し何ら通知解除することなく本発注を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 相手方が、暴力団員等である場合、又は、暴力団員等であった場合
 - (2) 相手方が、暴力団員等又は相手方の関係者等が暴力団員等である旨を告げるなどした場合（相手方が第三者を利用した場合を含みます）
 - (3) 相手方が、他方当事者に対し、詐術、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
 - (4) 相手方が、他方当事者の名誉や信用等を侵害又は毀損した場合又は、侵害又は毀損するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含みます）
 - (5) 相手方が、他方当事者の業務を妨害した場合、又は業務を妨害するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含みます）
- 3 前項により本発注を解除した場合には、相手方に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第15条（存続規定）

第7条（秘密保持）、第13条（権利義務譲渡の制限）、本条（存続規定）、第16条（別途協議）及び第17条（合意書）までの規定は、本発注終了後も有効に存続します。

第16条（別途協議）

発注者及び受注者は、本発注に定めのない事項や本発注の条項に疑義が生じた場合には、その都度、双方協議の上、減退をもってこれを解決するものとします。

第17条（合意書）

発注者及び受注者は、前条に争い協議ににもかかわらず、発注者受注者間で解明に至らなかった紛争については、訴訟に応じて●●地方裁判所もしくは●●簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

条項は必ず必要ですか？
契約書を交わす習慣のない業界でしたので抵抗感があります
発注書から始めるので精一杯ですが...

※1 知的財産を移転させない（権利を利用許諾とする）場合には、基本契約第12条を参考に、契約条項の文言を変更してください。

ご参加ありがとうございました！！

全国舞台テレビ照明事業協同組合